

1. 会合名	持株制度に関するワーキング・グループ（第 17 回）
2. 日 時	平成 29 年 9 月 12 日（火）14:30～15:10
3. 議 案	1. 非居住者（外国籍）の従業員持株会等への加入に関する論点について 2. その他
4. 主な内容	冒頭、事務局より、前回会合以降に交代となった委員（主査を含む。）の紹介が行われた。 1. 非居住者（外国籍）の従業員持株会等への加入に関する論点について 主査より、「近年、本邦企業のグローバル化などの要因によって、発行会社や持株会事務局から持株会の事務受託を行っている証券会社に対して、『外国籍を有する従業員や海外現地法人社員（非居住者外国籍社員）は従業員持株会に加入可能か否か』という問合せが増加している。本ワーキング・グループの委員は、持株制度の事務受託に係る業務に従事されているなかで同様の照会を受けていると考えられるが、これらの者の従業員持株会への加入に関する論点及び各社の対応について認識を共有したい。」旨の発言があり、米国に所在する現地法人における非居住者社員の従業員持株会への加入に関する論点について説明が行われた。 その後、各委員より、非居住者外国人等の従業員持株会への加入に係る対応等について発言があったが、①従業員持株会自体が非居住者加入者の「恒久的施設」に該当する懸念があること、②従業員持株会が米国人に勧誘を行うという点で米国 1940 年投資会社法、1933 年証券報及び 1934 年証券取引所法に基づく登録や届出が必要となる懸念があること、③発行会社に対して米国 SEC への継続開示義務が適用される懸念があること（米国人への証券販売とされた場合には Form 20-F、又は、発行会社の米国現地法人の従業員に限定した証券販売とされた場合には Form S-8 の提出がそれぞれ必要）、④非居住者外国人が従業員持株会を退会する場合において我が国証券取引口座開設に係る制限がある等から、非居住者外国人等の従業員持株会への加入については乗り越えるべき課題が多く、現時点では極めて困難であるとの認識が共有された。 【主な発言】 ➤ 主査と同じ問題意識を持っており、発行会社や持株会事務局から非居住者外国人の従業員持株会への加入に係る照会があった場合にはお断りしている。 ➤ 全ての外国の制度を把握しているわけではないため、発行会社や持株会事務局からの非居住者外国人の従業員持株会への加入に係る照会に明確に回答できないが、ネガティブな回答を行っている。 ➤ 米国人が従業員持株会の加入者となる事例が多くなった場合、F A T C A における金融口座の適用除外ではなくなるなどの影響も懸念される。 ➤ もともと日本国籍の居住者であった加入者が海外赴任等により一時的に非居住者となってしまう場合には、原則として拠出を休止するよう求めている。 ➤ 従業員持株会の加入者が非居住者外国人か否かについては、持株会事務局からの情報提供がなければ判断が難しい面がある。このため、持株会事務局からの情報提供がなければ、給与が円ベースで支払われている限り、従業員持株会の加入者として取り扱っているものと思われる。発行会社や持株会事務局に対しては、仮に、加入者に非居住者外国人が含まれる場合には、海外の法規制や税務申告等の対応について発行会社や加入者の責任で対応いただく必要がある旨の説明は行っている。

	2. その他 (1) 2018 年 5 月適用開始のEUの一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) への対応について 【主な発言】 ➤ EU域内の企業から個人データの処理などを受託する日本企業については、処理者として個人データの域外移転に関しGDPRに準拠する必要があるとされているが、証券会社は持株会の事務受託を行っているだけであるため、当該規制は適用除外になると考えているがどうか。 → EU域内の発行会社の持株会で、外国株券を取得対象とするケースに関しては、当社では適用除外にならないかも知れないと考えている。 (2) 非上場会社の持株会におけるIPO時の取扱いについて 【主な発言】 ➤ 非上場会社の持株会について、IPO前まで非上場株券の定時定額買付けができなかったが故に積み上がった拠出金について、どのように取り崩しているのか。 → かなり昔の証券会社各社の申し合わせ事項として、月の拠出金に3倍をして取り崩し、それでも取り崩せない場合は、拠出金額を12等分して対応するというものがあったと当社では記憶している。 → 4社会の申し合わせ事項において、先ほど紹介された記載があり、現在もその申し合わせが有効かどうか不明ではあるが、当社も基本的にはこの申し合わせを踏襲している。また、この慣例から外れる場合、当社では弁護士等と相談のうえ、上場前に発行会社と取り決めを交わし対応している。 (3) 持投資口会の取扱いについて 以前より複数の委員から要望があった持投資口会の取扱いを検討するに当たり、事務局から、持投資口会の取扱いに係る問題意識やタタキ台を提示し、各委員よりコメントを募集する形で進めることについて提案が行われ、委員から特に異議なく了承された。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8647)